

# 非農地証明願について

## ■非農地証明の対象となる土地について

農地法第4条または第5条の許可を受けることなく、以下のような事由により現在の土地の状況が農地とは認められない状態にあるものについて対象となります。

- ア) 人為的な転用行為が行われてから20年以上経過しており、かつ農地への復元が容易ではないと認められるもの
- イ) 条件の悪い農地などで不耕作状態が続き、20年以上に渡って雑木が繁茂し森林の様相を呈しているなどして農地への復元が極めて困難と認められるもの
- ウ) 山林内に介在するなど、その土地の周囲の状態からみて、その土地を農地として復元しても利用する事ができないと見込まれる状況が20年以上の長期間に渡って継続している場合
- エ) 自然災害等により農地が流失・埋没し、農地への復元が極めて困難な状態のもの

## ■申請書の添付書類

1 ) 申請書	…	様式8-1号	2部
2 ) 申請地の全部事項証明書（登記簿謄本）	…	原本	1部
3 ) 公図の写し	…	原本	1部
4 ) 位置図	…	1/25, 000程度	1部
5 ) 案内図（周辺見取図）	…	1/3, 000程度	1部
6 ) 土地利用状況図	…	建物の配置図など	1部
7 ) 農地外の状況となった時期及び、 現在までの状況等を証明するも のとして、以下のいずれか。 ① 建物の全部事項証明書・建物図面 ② 建物の評価証明(家屋評価証明書) ③ 撮影年月日のわかる航空写真 （空中写真撮影記録証明書）※申請日より20年以上前のもの	…		1部
8 ) 住民票(申請人が市外在住の場合等)	…	原本	1部
9 ) 委任状（代理申請の場合）	…		1部
10) 農振除外・地域計画変更通知（該当地区の場合）	…		1部
11) その他、農業委員会が必要と認めた書類			

※添付書類は最新のもの（=3ヶ月以内）をお願いします。なお、原本とコピーをお持ちいただければ、確認後に原本をお返しすることもできます。

- 農振農用地区域内の場合、事前に農政課への除外申請が必要となります。
- 地域計画区域内の場合、事前に農政課への変更申請が必要となります。
- 受付締め切りは毎月10日（休日の場合は休日前）です。
- 事務局職員が現地確認後、毎月25日の農業委員会総会で許可が得られれば、その翌日以降に交付いたします。
- 証明手数料は200円です。
- 交付の際は認め印をお持ちください。